

福井県報

第 2699 号
平成 28 年
2 月 9 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(四二・障害福祉課)……………一
- 保安林の指定の予定(四三～四五・森づくり課)……………二
- 道路の区域の変更(四六～四八・道路保全課)……………三
- ※福井県財務規則第二百三条第一項の規定に基づく指定金融機関等の指定の一部を改正する告示(四九・審査指導課)……………四
- 監査委員告示
- 住民監査請求の結果の公表(二)……………四

告示

福井県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年2月9日

福井県知事 西川 一誠

病院または診療所

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	つながるクリニック	福井市二の宮2丁目26-35	医療法人社団オレンジ	理事長 紅谷 浩之	福井市田原1丁目3-5	平成28年2月1日

福井県告示第43号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月9日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林予定森林の所在場所
大野市米俵41字下ノ谷1の1、1の3、48字向回淵3の1、3の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

米俵41字下ノ谷1の3・48字向回淵3の2（以上2筆において、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種
次のとおりとする。
〔「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福井県告示第 4 4 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所
越前市柳元町 6 1 字栢尾 1 から 1 9、2 0 の 1、2 0 の 2、2 1 から 2 8
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
柳元町 6 1 字栢尾 6・7・2 5（以上 3 筆において、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および越前市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

福井県告示第 4 5 号

農林水産大臣から、森林法（昭和 26 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、同法第 3 0 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林子定森林の所在場所
小浜市本保 6 0 号東山 2 1 から 2 5 まで、2 7 から 2 9 まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成 2 8 年 2 月 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	新	大野市宝慶寺 4 0 字普門坂 1 0 番 2 から大野市宝慶寺 2 字白山 3 番地先まで	4.4~24.7	717.1
		新	大野市宝慶寺 4 0 字普門坂 1 0 番 2 から大野市宝慶寺 2 字白山 3 番地先まで	3.6~19.5	553.0
		旧	大野市宝慶寺 4 0 字普門坂 1 0 番 2 から大野市宝慶寺 2 字白山 3 番地先まで	3.6~19.5	553.0

福井県告示第 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、平成 2 8 年 2 月 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

福井県告示第 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
主要地方道	松ヶ谷宝慶寺大野線	新	大野市宝慶寺 2 9 字中畑 9 番 1 1 から	8.8～46.2	878.2
			大野市宝慶寺 1 字笠松 1 5 番 2 まで		

福井県告示第 4 8 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を変更したので、同項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、平成 2 8 年 2 月 9 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

道路の種類	路線名	新旧の別	区 間	敷地の幅員 (m)					
				延長 (m)	延長 (m)				
主要地方道	福井金津線	新	あわら市花乃杜三丁目 7 3 番から あわら市花乃杜三丁目 9 0 番まで	26.4～40.7	73.8				
						旧	あわら市花乃杜三丁目 7 3 番から あわら市花乃杜三丁目 9 0 番まで	26.4～51.0	73.8

福井県告示第 4 9 号

福井県財務規則第 2 0 3 条第 1 項の規定に基づき指定金融機関等の指定 (昭和 5 9 年福井県告示第 2 7 6 号) の一部を次のように改正し、平成 2 8 年 2 月 1 5 日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県知事 西川 一誠

収納代理金融機関の表中「武生信用金庫
「同」」を削る。

福井県告示**福井県監査委員告示第 2 号**

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行い、その結果を平成 2 8 年 1 月 2 9 日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成 2 8 年 2 月 9 日

福井県監査委員 山本 芳男
同 島田 欽一
同 緒方 正嗣
同 平鍋 順一

第1 請求の内容

原文のとおり（ただし、団体名の一部は記号に置き換えている。事実証明書他添付資料は省略。）

住民監査請求書

第1 請求の趣旨（求める措置内容）

監査委員は、福井県知事、福井県福井土木事務所長、福井県奥越土木事務所長、福井県丹南土木事務所長、福井県嶺南振興局長、福井県嶺南振興局小浜土木事務所長に対し、嘱託登記業務の委託について、競争性のある契約に是正するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第2 請求の対象行為

福井県が所有または取得する土地及び建築物の表示に関する登記業務並びに福井県が行うべき土地及び建築物の表示に関する登記業務（以下「嘱託登記業務」という。）について、平成27年度になされた、下記の行為（以下、5件合わせて「対象行為」という。）。

- 1 平成27年4月13日、福井県福井土木事務所長が、不動産登記等業務委託単価契約を、Aとの間で随意契約により締結した行為（甲1）。
- 2 平成27年5月1日、福井県奥越土木事務所長が、不動産登記等業務委託単価契約を、Aとの間で随意契約により締結した行為（甲2）。
- 3 平成27年5月18日、福井県丹南土木事務所長が、不動産登記等業務委託単価契約を、Aとの間で随意契約により締結した行為（甲3）。
- 4 平成27年5月11日、福井県嶺南振興局長が、不動産登記等業務委託単価契約を、Aとの間で随意契約により締結した行為（甲4）。
- 5 平成27年4月1日、福井県嶺南振興局小浜土木事務所長が、不動産登記等業務委託単価契約を、Aとの間で随意契約により締結した行為（甲5）。

第3 請求人らについて

請求者らは、いずれも福井県内に住所を有する者である。

第4 対象行為が違法または不当であること理由

1 対象行為は地方自治法施行令第167条の2第1項に反し違法である。

(1) 地方公共団体が締結する契約については、地方自治法234条第1項で「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」とされ、同条第2項では「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

すなわち、地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札の方法により締結するものとされ、他の契約方法は例外的なものとしてされている。

(2) ア そして、例外的な契約方法の一つである随意契約によることができる場合につき、地方自治法施行令第167条の2第1項は、1号から9号までの要件を定めている。

本件対象行為が、同項の1号、3号乃至9号に該当しないことは明らかである。

したがって、本件対象行為は、同項2号にいう「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」として随意契約されたものである。

イ そして、同項2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難とはいえないが、不特定多数者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当するものと解すべきであるとされる。そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当であるとされる（最判昭和62年3月20日参照：甲6）。

上記のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号該当性の判断については、契約担当者に一定の裁量が認められるもの、特命随意契約においては競争原理が働かなくなり、県民に損害が発生しやすいことに鑑みると、その裁量権は当然に無制限なものではない。具体的には、契約担当者が特命随意契約方式を採用したことが適法であるというためには、当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で委託契約を特命随意契約の方法で締結することが、当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断されることを要し、上記合理性が認められなければ、特命随意契約を採用したことは裁量権の逸脱又は濫用に当たるといふべきである（大阪高判平成16年5月14日参照：甲7）。

ウ 対象行為は、Aとの間で年間単価契約を締結するものであり、その随意契約理由には、以下のような記載がある（甲1ないし甲5）。

（以下引用）

・公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法63条に基づき、土地家屋調査士がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された社団法人である。

・委託事業の対象は、分筆筆数が多数となる案件や、公図と現地の不一致等が原因で買収の登記処理をすることができず従来から未登記となっている案件であり、その

解決方法も同様ではなく、法務局との打ち合わせ等を行いながら、案件ごとの処理方針を検討し、迅速な処理をしなければならぬものである。

このように不定形な処理が必要となるため、受託者には特に優れた経験・能力が求められることとなるが、個々の土地家屋調査士では経験・能力に限界があり、契約期間内での確実な処理が期待できない。

そこで、県内の土地につき官公署等の公共事業に係る登記事務に精通し、本県発注表示登記業務に多くの登記実績があり、県内で最大の会員を有し会員全体の専門的能力を結合して組織的に処理に当たることができるAに委託するのが最適と考えられる。

(引用ここまで。甲1乃至5添付の随意契約理由書参照。)

なお、上記随意契約理由は、本請求書第2の1乃至5すべての対象行為に共通のものでなっている。

エ この点につき、福井県担当者は、以下のとおり説明している。

① 公共事業に伴う登記事務の委託にあたっては、登記困難な箇所でも迅速、確実、正確に処理することが必要であるため、受託者としては、複数の調査士によるペックラフツ体制が求められる。

② また、発注者としても、過度な価格競争の防止に努める必要がある。(以上、甲8。なお、①及び②の番号については、請求人代理人が記した。)

上記説明のうち、①の点については随意契約理由に沿うものとなっているが、②の点については随意契約理由に記載のないものであるため、以下、①の点、②の点に分けて主張をすることとする。

オ 上記①の点について

(ア) そもそも、福井県が発注する業務の大部分が1～2名の土地家屋調査士で処理できる事案であって、Aは個々の社員にこれらの事案を割り振って処理しているのが現状であり、上記①の点は、随意契約の根拠事実としての基礎を欠くものである。

(イ) また、福井県内には、A以外にも、平成25年11月12日に設立されたBと、平成26年4月14日に設立されたCが存在している(甲9)。いずれの協会も、4名乃至9名の土地家屋調査士を擁している他、所属社員も土地家屋調査士としての業務歴が長く、過去に15年以上の間、嘱託登記業務に携わった経験を有しており、Aの役員を経験した者も多く、困難業務を解決した経験を有している(甲10の1及び2)。

このように、B及びCに所属する土地家屋調査士の数及び社員の経験年数から見て、登記困難箇所における迅速、確実、正確な業務が担保されており、また、ペックラフツ体制についても全く問題ないと思料される。現に、B、Cともに、国、市町村から嘱託登記業務を複数受注し、いずれも問題なく履行しているものである(甲11の1、2、4乃至12)。

(ウ) 以上のとおり、現実には、登記嘱託業務は個々の土地家屋調査士において遂行可能なものがほとんどである上、福井県内には、福井県が求める受注能力を満たした公嘱協会が3団体あるものである。

にもかかわらず、本件対象行為はAとのみ随意契約を締結しているものであって、本件対象行為が「当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で委託契約を随意契約の方法で締結することが、当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当」と言えないことは明らかである。

また、Aと随意契約せず、一般競争入札その他の競争性のある契約に是正したとしても、前述のとおり、福井県内に受注能力がある公嘱協会が3団体ある以上、①の点で問題が生じることは起こりえないことも明らかである。

(ウ) なお、念のため付言するが、Aが公益社団法人であること、B、Cが一般社団法人であることをもって、3団体の受注能力に全く差異がないことは当然である。

公嘱託登記土地家屋調査士協会の目的、業務内容は、土地家屋調査士法により規定されており、公益社団法人であるうと、一般社団法人であるうと、その業務内容に違いはないのである。違いがあるのは、事業で得た利益の処分及び税務処理のみである。

現に、A、B、Cが国の入札に参加するための全省統一資格の等級は、いずれもDであり、全く差異がない(甲11の3、甲12)。

さらに言えば、福井県と随意契約していると思われる福井県公嘱託登記司法書士協会は、一般社団法人である。

このとおり、Aが公益社団法人であることをもって特別扱いする理由は全くないものである。

カ 上記②の点について

(ア) 各都道府県が1個の公嘱託登記協会と随意契約する制度運用(以下「1個制」という。)は、すでに合理性を失っているものと思料する。

(イ) すなわち、1個制は、土地家屋調査士どうしの過当競争を避けるため、各都道府県内のすべての公嘱託登記業務を公嘱協会が受託した上で、協会内部において社員に適正配分するということを前提としているが、このような処理は、都道府県内の調査士の全員が公嘱協会に所属することによりはじめに公平性・妥当性を確保できるものである(甲13)。

ところが、福井県の土地家屋調査士数152名中、Aに所属する調査士の人数は71名に過ぎず、その加入率は約47パーセントに留まるものである。このように、福井県内の半数に満たない土地家屋調査士しか所属していないAと特命随意契約を締結し、県発注にかかる嘱託登記業務を独占させることは、Aに属さない調査士、及び他の公嘱協会を同業務から不当に排除するものに他ならない。

したがって、過当競争防止という目的での随意契約は、すでにその目的との関係で合理性を失っているものである。

仮に、過当競争を防止する必要が認められるとしても、その防止のためには、最低制限価格を導入すれば一般競争入札でも防止できるのであり、結局のところ、随意契約を継続する理由とはならない。

(ウ) また、対象行為以外にも、福井県においては、Aとの間で、以下のとおり、随意

契約を締結している事実が認められる。

① 事業名：境界標復元

執行日時：平成26年6月10日
支出命令額：23万6239円(以上, 甲14)

② 事業名：果有地測量・境界確定業務委託

執行日時：平成27年6月8日
見積合せ結果：45万7480円(以上, 甲15)

③ 事業名：畜産試験場ふれあい施設の建物表題登記業務委託

執行日時：平成26年9月22日
支出命令額：19万1084円(以上, 甲16)

④ 事業名：敦賀原子力防災センター等自家発電設備建屋表題登記業務

契約日時：平成26年6月23日
契約金額：75万6468円(以上, 甲17)

⑤ 事業名：福井臨海工業用水道事業分筆登記業務委託

契約日時：平成26年12月8日
契約金額：100万7184円(以上, 甲18)

上記公共登記嘱託業務は、その契約金額から見分かつたことにより、個々の土地家屋調査士に委託してなんら問題のない規模のものである。

にも関わらず、上記各随意契約理由においては、Aが「官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士法63条に基づいて設立された・・・団体」であることのみをもって地方自治法施行令第167条の2第1項該当性を認めている。

この事実からすると、福井県の各担当部署においては、公共登記嘱託業務につき、一般競争入札その他の競争性ある契約を検討することなく、慣例に従ってAとの間で随意契約することが慢性的に行われているものと言わざるをえないのである。

同様に、対象行為についても、Aとの契約ありきとの慣習に基づいて行われたものとの疑念が拭い切れない。

カ 小括

以上述べたとおり、複数の公嘱協会が福井県内に存在し、いずれの団体の受注能力にも問題がなく、随意契約の方法が過当競争防止という目的との関係で合理性を欠いている以上、対象行為は「当該契約の目的・内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で委託契約を随意契約の方法で締結することが、当該契約の性質に照らし、又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される」と評価することはできない。

よって、対象行為は、福井県の契約担当者の裁量権の逸脱または濫用により行われたものであって、地方自治法施行令第167条の2第1項に違反する。

2 対象行為が福井県に損害を与えており、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第

1項に反して違法ないし不当であること

(1) 地方自治法第2条第14項は「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

(2) 言うまでもなく、随意契約の場合は、競争原理が働かないことから、価格が高額となるおそれがある。

実例を上げると、本年4月3日に開札された国有財産測量・公共嘱託登記等業務委託(単価契約)においては、一般競争・最低価格の入札方式により入札が行われ、Cが落札しているが、Aの入札金額よりも2割以上廉価にて落札している(甲19の1)。

また、越前市における不動産登記等業務委託単価契約の見積結果表を見ても、Bの見積額は、Aの見積額よりも4割以上廉価である(甲19の2)。

(3) そもそも不動産登記とは、不動産に関する権利の発生、変動、消滅を国家が管理する不動産登記簿(磁気ディスク)という帳簿に記載すること、またはその記載そのものをいう。土地家屋調査士の受託している不動産表示登記業務の結果は、登記完了をもって完結し、全国一律で成果に差が生じることはありえない。つまり、各調査士による独自の登記はありえず、金額の高い安い成果に差が生じることはありえないのである。

とすると、成果が同一であるならば、より安価な方が公共の利益になるのは当然である。(4) ア また、福井県から業務委託を受けたAは、その業務をA協会である土地家屋調査士に配分しているが、配分を受けた協会員は、Aから特別会費(比例会費)として受注金額の15パーセントを差し引かれた上で、委託料を受領している(平成27年度実績)。

これは、個々の協会員たる土地家屋調査士には委託料の85パーセントしか支払われていないことから、公共登記嘱託を競争入札の方式で受注した場合、15パーセント程度安くできるということを意味している。

このように、Aと随意契約を継続することは、県民の貴重な税金からAの運営費を支出しているに等しいものであり、そこに正当性は全く認められない。

イ ここで、Aの特別会費(比例会費)について説明する。

公益法人の移行前のAの収益の柱は、定額会費と比例会費の2本であった。定額会費の徴収は、法人の運営費として必要なものと判断できるので問題は無いが、比例会費は、その性質上「特別な利益の提供」にあたるおそれがあるとの懸念があった。公益法人移行を先行していた〇〇県公嘱協会の報告においても同様の指摘を移行委員会からされていた。

すなわち、比例会費は、「協会が社員に業務を斡旋し、その対価として斡旋料を協会に収めるもの」との判断が、第三者よりなされてしまうのではないかと懸念が指摘されていたのである(比例会費が徐に「ピンハネ」といわれる所以である)。

そこで、他県の県公嘱協会は、上記の指摘を受けないよう、比例会費の制度を廃止した。ところが、Aは、過半数の社員より、「現行のまままで問題がなかったものを、なぜ公益団法人に移行するために変える必要があるのか。」との声が上がリ、比例会費

を廃止することはできなかった。

そこで、苦肉の策として、Aは、会費の名称につき、幹旋料との誤解を招く「比例会費」との名称ではなく、業務を受注するまでにかかった費用として「特別会費」との名称で納めてもらうことにしたのである。実際には、名前が変わったのみで、幹旋料ないしピンハネのままの実態である。

しかし、Aが公益法人として移行をする際、福井県の情報公開法制課との協議を重ねた中で、「特別会費は、公益目的事業の科目には不適だ。」との意見を付されたい、特別会費の使途を明確にすること、合理的な範囲であることを条件として、特別会費が認められた経緯がある。

このような経緯で特別会費（実際には比例会費）が認められたにもかかわらず、Aは、漫然と社員から15パーセントの特別会費（比例会費）を徴収していることから、随意契約に胡座をかき、福井県に対して不要な支出をさせているのではないかと疑いがあるのである。

- (5) 以上からすると、現在の随意契約の方式による支出は「最少の経費」もしくは「最少の限度」ということはできず、福井県、ひいては納税者たる福井県民に損害を与えていることは明白である。

よって、対象行為が地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に違反していることは明らかである。

- (6) さらに言えば、B及びCは、平成26年4月30日付にて福井県に対し設立の案内（甲9）を出し、また、Cは、平成26年10月25日付にて福井県に対し公共登記嘱託業務について一般競争入札に付するよう陳情書（甲20）を提出しているものである。この陳情に対し、福井県担当者において、一般競争入札の可能性を検討するなどの対応をとったのであろうか。

また、国や他の地方公共団体では既に一般競争入札を実施しており、技術的にも一般競争入札が不可能ではない状況にもかかわらず、対象行為を継続しているのではないか。

よって、対象行為は、上記に述べたとおり違法性を有するのみならず、不当性をも有するものである。

- 3 対象行為により競争性が著しく阻害されており、不当であること

- (1) 前記1において述べたとおり、福井県の土地家屋調査士数152名中、Aに所属する調査士の人数は71名に過ぎず、その加入率は約47パーセントに留まるものである。

このように、福井県内の土地家屋調査士の半数に満たないAと対象行為の如き契約を締結し、県発注にかかる嘱託登記業務を独占させることは、Aに属さない調査士と同業務から不当に排除するものに他ならず、対象行為により競争性が著しく阻害されているものと言わざるをえない。

したがって、対象行為は、土地家屋調査士間の公正な競争を著しく阻害するものであり、不当である。

- (2) ここで、土地家屋調査士の報酬体系につき説明すると、昭和31年土地家屋調査士会の強制入会制度を機に、法務大臣認可を要件とする会則において、土地家屋調査士の報酬基準が規定され報酬額を個々の判断で自由に設定することは不当誘致と見なされ処罰の対

象となった。

昭和60年の土地家屋調査士法の一部改正で、公共嘱託登記土地家屋調査士協会設立されたが前記の理由により特命随意契約（単価契約）し排他的に業務を受託してきた。

しかし、国が推し進めた規制緩和と政策並びに独占禁止法第8条1項（事業者団体による競争の実質的な制限等の禁止規定）との関係により土地家屋調査士法が一部改正（平成14年5月7日公布・法律第33号）されて報酬額基準は削除されたものである。

これにより、一般業務においては自由に報酬額を設定出来ることになり、また国及び市町の一部も一般競争入札を採用し現在に至っているものである。

このような状況下において、福井県は、未だに過去において自由に報酬額を設定することは不当誘致と見なされた時代の慣習を引き継いだ業務発注形態を採用しているものといえることができる。

現在において、特定の団体と特定の価格で契約することの合理性は既に失われているのである。

事実、土地家屋調査士連合会（各都道府県の調査士会の上部組織）も、平成21年度頃から各土地家屋調査士が一般競争入札に参加するために全省庁統一資格の申請方法を紹介していることから、同連合会も随意契約を否定しているかのように思料される（甲21）。

第5 対象行為が福井県に与えた損害

- 1 前記第4の2(2)に記載したとおり、随意契約の場合は、競争原理が働かないことから、価格が高額となるおそれがあり、現に、本年4月3日に開札された国有財産測量・公共嘱託登記等業務委託（単価契約）においては、一般競争・最低価格の入札方式により入札が行われ、Cが落札しているが、Aの入札金額よりも2割以上廉価にて落札している（甲19の11）。

また、越前市における不動産登記等業務委託単価契約の見積結果表を見ても、Bの見積額は、Aの見積額よりも4割以上廉価である（甲19の2）。

- 2 さらに言えば、第4の2(4)記載のとおり、Aは、協会員たる個々の土地家屋調査士に仕事を配分する際に、15パーセントに上る比例会費を差し引いた上で委託料を支払っているのだから、公共登記嘱託の発注につき競争入札の方式をとっていれば、その15パーセントの比例会費部分は安く押さえることができたものと考えられる。

- 3 もっとも、対象行為によりAに嘱託された各々の業務につき、個別に契約締結時と同一の状況を設定して、競争入札を行った場合の契約価格を算定するのは極めて困難である。そもそも、競争入札においては実際の落札価格が多種多様な要因に基づいて形成されることなども考え合わせれば、結局のところ、現時点において、福井県が受けた損害額について、請求人らにおいて証明ないし疎明することは極めて困難である。

もっとも、本件が仮に住民訴訟に移行した場合においては、民事訴訟法248条の適用を受け、損害を認定することが可能であるため、損害額の証明ないし疎明がなされていないことをもって、本請求を理由なしとすることは相当ではない（住民訴訟について損害を推計した裁判例として、甲22）。

（参照条文）

民事訴訟法248条

損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

そこで、請求人らは、現段階では、対象行為につき福井県が被った損害は、対象行為によりAに支払われた額の20パーセントである旨、暫定的に主張することとする。

第6 その他、監査に当たり特に留意すべき事例

1 奈良県生駒市の事例

(1) 奈良県生駒市においては、嘱託登記業務について、そのすべてを随意契約により奈良県公嘱協会に委託していたが、本件と同様の住民監査請求が行われ、以下のような理由で、「嘱託登記業務の委託に際し、一般競争入札等のより競争性の高い方法の実施の可能性や方法等につき、調査・検討を行い、その結果を6か月以内に報告するように求める。」との勧告がなされ、結果、従来の随意契約が廃止されている(甲23)。

(以下、理由の引用)

随意契約の場合は競争原理が働かないことから、価格が高額となるおそれがある。地方自治法第2条第14項は「地方公共団体はその事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」としている。また、地方自治法が一般競争入札を原則とし、随意契約を限定的にしか許容していないという法の趣旨に鑑みれば、生駒市としては契約の締結に際しては常に一般競争入札による価格の有利性、品質確保や履行の確実性、入札実施の技術的問題点等を調査して、一般競争入札の可能性を検討すべきである。この観点からみた場合、生駒市においては嘱託登記業務の一般競争入札の実施の可否、適否につき、十分な調査検討を行ってきたとは認められない。生駒市では、随意契約における価格の有利性を確保するための努力をしていることは評価できるが、これも随意契約の締結を前提としたものに過ぎない。また、公嘱協会は官公署から嘱託登記業務を受託するために調査士法で設立が認められた団体ではあるが、当然のことながら調査士法の規定は公嘱協会以外の調査士等が嘱託登記業務を行うことを否定しているものではない。現に奈良県においては平成21年度から一般競争入札を実施しており、嘱託登記業務の委託について一般競争入札を採用することは技術的にも可能であると推測される。

(引用ここまで)

(2) 奈良県生駒市においては、上記のような理由により「嘱託登記業務の委託に際し、一般競争入札等のより競争性の高い方法の実施の可能性や方法等につき、調査・検討を行い、その結果を6か月以内に報告するように求める。」との勧告がなされているものである。

この生駒市の事例に鑑みると、公嘱協会が3つ存在する福井県において、一般競争入札を排して随意契約を継続する理由は、ないものといえる。

2 広島県の事例

広島県においては、公共土木事業用地の取得に伴う登記・測量・調査の業務に関し、競争入札により契約すべきであるところ、土地家屋調査士が加入する社団法人広島県公嘱託登記土地家屋調査士協会と包括的に随意契約をしたうえ、個々の業務につき記載の委託料を支払う旨の業務委託契約を締結していた。

これに対し、土地家屋調査士相互間で競争させできるだけ安価な委託額で契約するには競争入札の方法が原則であって、個々の調査士が参入する競争入札で行われるなら高額な契約金額ではなく安い単価で契約できるものであるから、協会との随意契約による根拠に正当理由はなく、として住民監査請求がなされることとなった。

監査結果は棄却であったものの、その付記において、以下のように要求がなされるに至っている。

(以下、引用)

本件請求に対する判断は上記のとおりであるが、前記3の(3)において行った事実関係等の確認のとおり、調査士法の改正により、調査士の報酬の基準に関し、調査士会の会則に記載しなければならないとする規定が削除され、この改正は平成15年8月1日から施行されている。これは、平成13年3月30日に閣議決定された規制改革推進3か年計画における「資格制度関係の基本方針」の中で、「資格者間の競争の活性化の観点から、資格者団体の会則において報酬規定を設けることを廃止する」こととされたことによるものである。ところで、本件監査請求の監査において、土木建築部は、平成16年度からは登記業務の委託については競争入札により行うとの説明であった。

これまで当監査委員は、定例監査等において、契約に際してはできる限り競争原理を働かせるよう求めてきているところであり、土木建築部のみならず県の各執行機関においては、閣議決定及び調査士法の改正の趣旨等を十分勘案し、平成16年度以降の登記業務の委託において、より競争原理が働く一般競争入札方式による契約を積極的に検討することはもとより、委託単価等の算算においても地域の実情をより正確に反映させた適正なものとするよう強く求めるものである。

(引用ここまで。甲24)

3 他機関の状況

国土交通省(国)は平成19年度から一般競争入札を実施している他、公嘱協会が複数あり、最も古い協会とのみ随意契約を行っていた神奈川県、大阪府、三重県、兵庫県、和歌山県においても、一般競争入札が実施されている。

さらに、福井県内においては大野市、勝山市、越前市、永平寺町が、一般競争入札その他の方法で、広く嘱託登記業務を発注している(甲11の8乃至10、12、甲19の2)。市町村レベルにおいて一般競争入札を実施している以上、理念的にも、技術的にも、福井県において実施できない理由はないはずである。

4 国の基本方針

国は、平成18年8月25日、「公共調達適正化について」とする通達を各省各庁の長に宛てて発した(甲25)。

それによると、「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」として、以下を列挙し、それ以外は原則として競争入札に付するよう求めている。

(以下、列挙事項)

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(1) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(a) 条約等の国際的取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの

(ii) 開議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該開議決定により、その実施者が明示されているもの

(三) 地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でない場合は行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(1) 防衛装備品であつて、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(a) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(三) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(a) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ii) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(列挙事項ここまで)

以上のとおり、国においては、非常に限定されたケースにおいてのみ随意契約が認められているに過ぎず、当然、公共嘱託登記が「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」に当たらないとは言うまでもない。故に、前記 3 記載のとおり、国は、公共嘱託登記の発注について一般競争入札を導入しているのである。

5 小括

このように、公共登記嘱託業務はもちろんのこと、国、地方公共団体が発注する調達について、競争性ある契約に是正することが、国、各自治体において一般的な趨勢となっているものである。

第7 まとめ

以上の点からすれば、対象行為は、違法もしくは不当な公金の支出であること、並びに違法もしくは不当な契約の締結であることは明らかであり、福井県に損失が生じていることは明らかであるから、福井県においては、嘱託登記業務の委託について、平成 28 年度以降において、対象行為のごとき特命随意契約の方法によることなく、奈良県生駒市の例に習い、競争性のある契約に是正されたく、本件請求に及んだ次第である。

添付・疎明資料

甲第 1 号証	対象行為 1 にかかる単価契約同、随意契約理由書、契約書等一式
甲第 2 号証	対象行為 2 にかかる単価契約同、随意契約理由書、契約書等一式
甲第 3 号証	対象行為 3 にかかる単価契約同、随意契約理由書、契約書等一式
甲第 4 号証	対象行為 4 にかかる単価契約同、随意契約理由書、契約書等一式
甲第 5 号証	対象行為 5 にかかる単価契約同、随意契約理由書、契約書等一式
甲第 6 号証	判例（最判昭和 62 年 3 月 20 日）
甲第 7 号証	裁判例（大阪高判平成 16 年 5 月 14 日）
甲第 8 号証	「公共嘱託登記士地家屋調査士協会への委託について」と題する書面
甲第 9 号証	「B、C の設立のご案内」と題する書面
甲第 10 号証の 1	C 社員名簿
甲第 10 号証の 2	B 社員名簿
甲第 11 号証の 1	業務委託契約書 (C)
甲第 11 号証の 2	登記業務契約書 (C)
甲第 11 号証の 3	資格審査結果通知書 (B)
甲第 11 号証の 4	不動産登記等業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 5	不動産登記等業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 6	不動産登記等業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 7	業務完了検査結果通知書 (B)
甲第 11 号証の 8	業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 9	業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 10	不動産登記等業務発注書 (B)
甲第 11 号証の 11	不動産登記等業務委託契約書 (B)
甲第 11 号証の 12	設計、測量等業務委託契約書 (C)
甲第 13 号証	「資料 3」と題する書面
甲第 14 号証	「土地家屋調査士の業務と制度」と題する書簿の一部写し
甲第 15 号証	勝山市荒土町伊波にかかる随意契約関係書類
甲第 16 号証	県有地測量・境界確定業務委託にかかる随意契約関係書類 畜産試験場ふれあい施設の建物表題登記業務委託にかかる随意契約関係書類
甲第 17 号証	救済原子力防災センター等自家発電設備建屋表題登記業務にかかる随意契約関係書類
甲第 18 号証	臨海分筆登記業務委託にかかる随意契約関係書類
甲第 19 号証の 1	「入札結果公開情報」と題する書面
甲第 19 号証の 2	「見積結果表」と題する書面
甲第 20 号証	「公共嘱託登記士地家屋調査士協会の陳情（意見）」と題する書面
甲第 21 号証	「一般競争参加資格申請について（お知らせ）」と題する書面
甲第 22 号証	裁判例（前橋地判平成 20 年 7 月 2 日）
甲第 23 号証	生駒市住民監査請求結果通知（生駒市監査委員告示第 14 号）
甲第 24 号証	広島県監査委員公表

以上

第 2 請求人 (略)

第 3 請求の受理

平成 27 年 1 月 2 月 4 日に要件審査を行い、本件請求を受理することと決定した。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出および陳述

(1) 請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定により、平成 27 年 1 月 11 日に新たな証拠の提出および陳述の機会を与えた。

(2) 請求人は、新たな証拠として、以下の書類を提出し、請求の要旨を陳述した。

甲第 26 号証 「競争入札参加資格の業務の新設及び手続について」と題する書面

2 監査対象機関の監査

監査対象機関(以下「対象機関」という。)を福井県土木部土木管理課、福井土木事務所、奥越土木事務所、丹南土木事務所、嶺南振興局、嶺南振興局小浜土木事務所とし、関係書類の提出および説明を求めた。(以下、土木部土木管理課を除く 5 対象機関を「発注機関」という。)

3 関係人に対する調査

請求において、対象機関以外の随意契約締結事例として挙げられている(請求書第 4 1 (2) 号(イ)) 5 事例のうち、総務部財産活用推進課を関係人とし、証拠書類等の提出を求め調査を行った。

第 5 監査の結果

1 事実関係の確認

対象機関に対する監査、関係人からの事情聴取および関係書類等の調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 嘱託登記業務の委託契約状況について

ア 嘱託登記業務について

各土木事務所においては、登記業務を担当する登記嘱託職員が複数配置されており、通常の登記業務はこの登記嘱託職員が行っている。しかし、登記業務の中には、地図混乱地や公園と現況が異なるなど公園の読取等高度な技術や専門的知識を要する案件があり、登記嘱託職員では処理が困難なため、土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 63 条に基づき設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)である A への委託を行

っている。

一方、嶺南振興局をはじめとする土木事務所以外の所属においては、登記嘱託職員が配置されていないため、登記業務全般について A へ委託しているが、各土木事務所からされる地図混乱地や公園と現況が異なるような困難な事例は少ない。

なお、ここでいう公嘱協会は、土地家屋調査士等がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量またはその登記の嘱託、申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立することができる社団法人であるとされ、同条第 1 項第 2 号において、土地家屋調査士等が社員になるときは、正当な理由がなければ拒むことはできないとしている。

イ 契約の概要について

本件請求に係る契約内容は次のとおりであり、いずれの契約も、嘱託登記業務について、A と随意契約により委託契約を行っている。

(ア) 契約内容

本件請求に係る契約業務は、県が買収する土地について、登記嘱託書等を作成し登記完了証を、地図訂正を要する土地については、地図訂正申出書を作成し訂正済証を、それぞれの発注機関に提出するものである。契約については、業務種別ごとに単価を定める単価契約方式による年間契約を締結した上で、登記案件が発生する毎に個別に発注書により発注するものである。なお、各契約の契約日、契約期間は次のとおりである。

発注機関名	契約日	契約期間
福井土木事務所	平成 27 年 4 月 13 日	平成 27 年 4 月 13 日～平成 28 年 3 月 31 日
奥越土木事務所	平成 27 年 5 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
丹南土木事務所	平成 27 年 5 月 18 日	平成 27 年 5 月 18 日～平成 28 年 3 月 25 日
嶺南振興局	平成 27 年 5 月 11 日	平成 27 年 5 月 11 日～平成 28 年 3 月 31 日
嶺南振興局小浜土木事務所	平成 27 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(イ) 契約方式

これらの契約は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、契約内容の特殊性により相手方が特定されるとして A と特命随意契約を行っている。

4 つの土木事務所の契約方式は、平成 27 年 3 月 23 日に発出された土木部長通知に従っており、随意契約理由は次のとおりである。

- 公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第 63 条に基づき、土地家屋調査士がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された社団法人である。

- ・ 委託事業の対象は、分筆筆数が多数となる案件や、公図と現地の不一致等が原因で買収の登記処理をすることができず従来から未登記となっている案件であり、その解決方法も同様ではなく、法務局との打ち合わせ等を行いつながら、案件ごとの処理方針を検討し、迅速な処理をしなければならぬものである。
- ・ このように不定形な処理が必要となるため、受託者には特に優れた経験・能力が求められることとなるが、個々の土地家屋調査士では経験・能力に限界があり、契約期間内での確実な処理が期待できない。
- ・ そこで、県内の土地につき官公署等の公共事業に係る登記事務に精通し、本県発注表示登記業務に多くの登記実績があり、県内で最大の会員を有し会員全体の専門的能力を結合して組織的に処理に当たることができるAに委託するのが最適と考えられる。
- b 嶺南振興局の契約方式については、土木管理課から土木部長通知を参考に受領し同様の取扱いをしており、随意契約理由は、次のとおりである。
 - ・ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条に基づき、土地家屋調査士がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された社団法人である。
 - ・ 委託事業の対象は、土地改良事業等では広大な面積を処理する案件や、海面埋立により新たに発生した土地の登記、山林等の公図と現地の不一致への対応等、法務局との打ち合わせ等を行いつながら、案件ごとの処理方法を検討し、迅速な処理をしなければならぬのである。
 - ・ このように不定形な処理が必要となるため、受託者には特に優れた経験・能力が求められることとなるが、個々の土地家屋調査士では経験・能力に限界があり、契約期間内での確実な処理が期待できない。
 - ・ そこで、県内の土地につき官公署等の公共事業に係る登記事務に精通し、本県発注表示登記業務に多くの登記実績があり、県内で最大の会員を有し会員全体の専門的能力を結合して組織的に処理に当たることができるAに委託するのが最適と考えられる。
- ウ 嘱託登記業務の委託契約に係る土木部の考え方について

契約の方法等については、土木部各所属あて平成27年3月23日付け土木部長通知において、単価契約によりAと随意契約とすることとして、随意契約理由、契約書様式等を定めた上で、統一した取扱いをするよう通知している。
- エ 新たな公嘱協会設立に対する対応について

新たな公嘱協会の設立案内および陳情
平成26年4月28日、CおよびBは、土木管理課に対し設立の案内通知を手渡すとともに、競争性のある契約とするよう申入れを行った。土木管理課は、これを受け、受託者における複数人の土地家屋調査士によるバンクアップ体制の確認や発注者としての過度な価格競争の防止も考慮しながら対応を検討する旨回答し、CおよびBに対し、会員名簿の提出を求めた。こ

の時提出された会員名簿の会員数はCが10名、Bが6名であった。なお、本件請求書提出時点の会員数は、Aが71名、Cが9名、Bが4名である。

また、平成26年10月29日、CおよびBは土木管理課を来訪し、今後は一般競争入札とすることを要望する旨のC名の陳情書を提出した。これに対し、土木管理課は、複数の公嘱協会に会員が重複在籍している状況において競争入札を行うことは適切ではない、一般競争入札に移行するか否かも含め、平成26年度の協会の実績や他県の状況等を見て検討すると説明した。また、国等のホームページからこれらの公嘱協会の落札状況等の情報を入手し確認・把握した。

イ 土木管理課から各土木事務所への情報提供

平成27年3月19日、土木管理課は、各土木事務所の用地担当課長会議において、2つの協会が新設されたが、まだ比較できる状況にないため、平成27年度の契約もAとの随意契約で実施するのが妥当との説明を行った。

嶺南振興局など土木事務所以外の所属に対しては、Aの他に公嘱協会が設立されたことについて情報提供は行っていないかった。

(3) 必要とする業務遂行能力について

土木管理課の説明によると、契約相手方に求める業務遂行能力は、組織的なバンクアップ体制がとられていることであり、具体的には、以下の体制が組織的に整えられていることが必要であり、1人や2人の土地家屋調査士では不十分であるとしている。

- ・ 専門分野（権利関係、測量、地図解析等）を補い合える体制
- ・ 病氣など事故等の対応ができる体制
- ・ 業務の難易度によって作業量が途中で増える可能性がある中で、複数人の土地家屋調査士が必要となったときの応援体制

(4) 他県等の状況について

土木管理課が他県の状況について、電話聴取等により確認したところ、複数の公嘱協会が設立されている他県の状況は、下記のとおりであった。

- (ア) 競争入札を行っている県 4県
- (イ) 特命随意契約を行っている県 4県

イ 県内の市町の状況については、本件請求後に請求書記載の市町について落札状況や契約方法等の確認を行った。

(5) 関係人からの事情聴取の結果について

ア 本件請求書記載の案件発注の時点において、A以外の新たな公嘱協会の存在は全く知らず、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第146条第3項の規定に基づく一般競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）にもAしか登録されていなかったため、特命随意契約を行った。

イ 現在は、資格者名簿に複数登録されたため、今後は資格者名簿登録者を対象に競争性のある契約とする予定である。

(6) 資格者名簿への公嘱協会の登録状況について

平成27年3月23日付けの土木部長通知の段階では、資格者名簿に登録されているのはA1者のみであり、対象行為の契約時点(平成27年4月および5月)においても同様である。

本件請求書提出時点においては、Cは平成27年7月15日付けで登録されているが、Bについては、登録されていない。

2 判 断

本件請求において請求人は、嘱託登記業務の委託である対象行為について、Aと随意契約したことは違法または不当である、現在の随意契約による支出は最少の経費とはいええず、違法または不当である、土地家屋調査士の加入率が十分に満たない当該協会と随意契約し業務を独占させることは不当であるとして、平成28年度以降において競争性のある契約に是正するために必要な措置を講じるよう勧告することを求めている。

よって、対象行為が違法または不当な契約の締結であるかどうかについて、監査により確認した事実等に基づき、次のとおり判断する。

地方公共団体の事務および支出について、法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

そして、地方公共団体が締結する契約については、法第234条第1項で「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とした上で、同条第2項で「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されており、一般競争入札が原則であり、それ以外の契約方法は例外的なものとされている。

さらに、例外的な契約方法である随意契約のうち特命随意契約について、昭和62年3月20日最高裁判決では、『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』とは、(中略)競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、Oについては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結

の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」としている。(注：文中「同項一号」は現行令同項二号である。)

一方、原則的な契約方法である一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、令第167条の5第1項で「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」と規定している。一般的に収入の原因となる契約についてはこの資格要件を定める必要性は認められないが、支出の原因となる契約については必要性があると解されており、財務規則第146条第1項で「知事は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、その基本となるべき事項ならびに資格審査の申請の時期および方法等について、果報に登録して公示する。」、同条第2項で「前項の規定により、資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期または随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて、その者が資格を有するかどうかを審査しなければならない。(後略)」、同条第3項で「知事は、前項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。」と規定している。

また、「福井県財務規則の公布施行について(昭和39年6月2日出納長、総務部長通達)」において、「一般競争入札参加者の資格審査の申請の時期および方法は、原則として毎年度の初め2ヶ月前に果報に公示し、年度初めに名簿を確定するものであること。従つて名簿にない者は参加の資格がないこと。」としており、随意契約を行う場合についても、「一般的には、一般競争入札参加資格者のうちから契約の相手方を選ぶこと。」としている。

そこで、上記の観点から本件請求に係る対象行為について、随意契約の妥当性について検討する。

本件請求に係る対象行為は、「県内の土地につき官公署等の公共事業に係る登記事務に精通し、本件発注表示登記業務に多くの登記実績があり、県内で最大の会員を有し会員全体の専門的能力を結合して組織的に処理に当たることができることができ最適」という理由で、令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとしてAと特命随意契約されたものである。

競争入札および随意契約を行う場合には、入札または随意契約の参加者は、一定の資格審査を経た上で、資格者名簿に登録されている必要があるが、Cが資格者名簿に登録されたのは平成27年7月15日であり、Bについては本件請求時点においても登録されていないことから、本件請求に係る嘱託登記業務委託の発注時点においては、公嘱協会のうち、資格者名簿に登録され、入札や随意契約に参加する資格を認められた者はA1者のみである。

したがって、資格者名簿登録者が複数ある場合には、競争入札の可否について検討することも求められるが、資格者名簿に登録され、入札に参加する資格を認められた者であつて、業務を遂行する能力を有していると認められる者がAのみであつたことを考えると、唯一の契約相手方として特定されることが随意契約理由に明確に記載されていない点はあるものの、Aと随意契約したことは

違法または不当とは認められない。

3 結 論

以上のことから、対象行為は違法または不当な契約の締結とは言えず、請求には理由がないものと認める。

ただし、広く入札等への参加機会を与えることにより契約の公正性、透明性を確保でき、かつ競争原理に基づき価格の有利性確保が最も期待できる一般競争入札を原則としている法の趣旨に鑑みると、一般的に契約担当者には、契約締結に当たり、業務履行の確実性や品質の確保、入札参加資格者の業務遂行能力等を勘察しながら、一般競争入札等の競争性のある契約方法の実施について検討することが求められている。

特に、本件請求時点においては、複数の公嘱協会が資格者名簿に登載されていることから、平成28年度以降の嘱託登記業務の委託に向けて、次に掲げる事項についても考慮しながら、一般競争入札が可能な場合は導入するなど、より競争性・透明性の高い入札の実施の可能性やその方法等について、速やかに必要な調査・検討を行うよう要望する。

(1) 土木部長通知により、土木部各所属に対して統一した取扱いをするよう指示しているが、登記嘱託職員の配置など所属によって業務体制の差が認められるため、各々の状況に応じた適切な契約方法を検討すること。

(2) 年度当初に一括して年間契約を締結した上で随時発注しているが、個々の発注業務ごとにその目的、種類、内容、性質等を考慮し、個別に契約することの可否を検討すること。

第6 意 見

本件請求に対する判断は以上のとおりであるが、以下、監査を踏まえ意見を述べる。

地方公共団体の契約が一般競争入札を原則とする中で、契約の内容の特殊性により相手方が特定される特命随意契約については、価格等の妥当性について競争を通じた検証ができないことから、より慎重かつ厳正を行う必要がある。

このため、今回請求のあった嘱託登記業務に限らず、その他の契約について、競争性のある契約方法をとることができないか十分に検討を行うとともに、特命随意契約とする場合においても、業務内容および範囲を精査し、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど競争性を確保するよう努められたい。

平成二十八年二月九日印
平成二十八年二月九日発

刷 行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福 井 県
福竹下印刷所

☎ 三三三二番